

決 定 要 旨

被 審 人（住所）東京都千代田区神田神保町三丁目 7 番 1 号
（名称）株式会社メタリアル
（法人番号 1010001088074）

上記被審人に対する令和 3 年度（判）第 1 6 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官城處琢也、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 2 億 8 3 0 9 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 4 年 7 月 2 7 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 4 年 5 月 2 6 日

金 融 庁 長 官 中 島 淳 一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、東京都千代田区神田神保町三丁目7番1号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所グロース市場（令和4年4月4日、市場区分見直しに伴いマザーズ市場から移行）に上場されている会社である。

被審人は、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定を過大に計上することによる販売費及び一般管理費の過少計上のほか、共同開発における売上の過大計上等の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

下表1のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、四半期報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出し、

表1

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	令和2年 1月14日	第16期第3四半期（令和元年9月1日～同年11月30日）に係る四半期報告書	平成31年3月1日～令和元年11月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が179百万円であるところを236百万円と記載	販売費及び一般管理費の過少計上等
2	令和2年 5月28日	第16期（平成31年3月1日～令和2年2月29日）に係る有価証券報告書	平成31年3月1日～令和2年2月29日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が195百万円であるところを308百万円と記載	販売費及び一般管理費の過少計上等
3	令和2年 7月14日	第17期第1四半期（令和2年3月1日～同年5月31日）に係る四半期報告書	令和2年3月1日～同年5月31日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が60百万円であるところを121百万円と記載	販売費及び一般管理費の過少計上等

4	令和2年 10月15日	第17期第2四半 期(令和2年6月 1日~同年8月 31日)に係る四半 期報告書	令和2年3月 1日~同年8 月31日の第 2四半期連結 累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が 4百万円であるところ を123百万円と記載	販売費及び 一般管理費 の過少計上 等
5	令和3年 1月14日	第17期第3四半 期(令和2年9月 1日~同年11月 30日)に係る四半 期報告書	令和2年3月 1日~同年11 月30日の第 3四半期連結 累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲58百万円であるところ を161百万円と記載	販売費及び 一般管理費 の過少計上 等
6	令和3年 5月10日	第17期第3四半 期(令和2年9月 1日~同年11月 30日)に係る四半 期報告書の訂正 報告書	令和2年3月 1日~同年11 月30日の第 3四半期連結 累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲58百万円であるところ を136百万円と記載	販売費及び 一般管理費 の過少計上 等
7	令和3年 5月26日	第17期(令和2 年3月1日~令 和3年2月28日) に係る有価証券 報告書	令和2年3月 1日~令和3 年2月28日 の連結会計期 間	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 当期純利益が ▲68百万円であるところ を140百万円と記載	販売費及び 一般管理費 の過少計上 等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

第2

下表2のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、令和2年7月30日、325,000株の株券及び12,188個の新株予約権証券を5,957,564,688円(当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させたものである。

表2

番号	発行開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容	主な事由
8	令和2年 7月14日	有価証券届出書 (株券及び新株 予約権証券の募 集)		「第三部 参照情報」	表1の番号2、3に掲げる第16期に係る有価証券報告書及び第17期第1四半期に係る四半期報告書を参照	販売費及び一般管理費の過少計上等

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号2及び同7の各事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、第185条の7第6項

表1の番号1、同3、同4及び同5の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第6項

表1の番号6の事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第4項

表2の番号8の事実につき

法第172条の2第1項第1号及び第3項、
第5条第1項及び第4項、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1及び同2の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 16 期事業年度（平成 31 年 3 月 1 日から令和 2 年 2 月 29 日まで）第 3 四半期（令和元年 9 月 1 日から同年 11 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 16 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第 16 期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「個別決定ごとの算出額」という。）は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 16 期第 3 四半期報告書	2,312,923 円
第 16 期有価証券報告書	2,270,301 円

が、いずれも

② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 16 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 16 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第 16 期第 3 四半期報告書及び第 16 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 16 期事業年度）に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 16 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000)$
 $= 2,000,000$ 円

第 16 期有価証券報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000)$
 $= 4,000,000$ 円

となる。

表 1 の番号 3、同 4、同 5 及び同 7 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 17 期事業年度（令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日まで）第 1 四半期（令和 2 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 17 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期（令和 2 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 17 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期（令和 2 年 9 月 1 日から同年 11 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 17 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第 17 期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 17 期第 1 四半期報告書	1, 673, 432 円
第 17 期第 2 四半期報告書	2, 287, 073 円
第 17 期第 3 四半期報告書	1, 836, 039 円
第 17 期有価証券報告書	1, 789, 143 円

が、いずれも

- ② 6, 000, 000 円

を超えないことから、

第 17 期第 1 四半期報告書については、6, 000, 000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3, 000, 000 円

第 17 期第 2 四半期報告書については、6, 000, 000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3, 000, 000 円

第 17 期第 3 四半期報告書については、6, 000, 000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3, 000, 000 円

第 17 期有価証券報告書については、6, 000, 000 円

となるが、第 17 期第 1 四半期報告書、第 17 期第 2 四半期報告書、第 17 期第 3 四半期報告書及び第 17 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 17 期事業年度）に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6, 000, 000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 17 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6, 000, 000 \times 3, 000, 000 / (3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 6, 000, 000) \\ = 1, 200, 000 \text{ 円}$$

第 17 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6, 000, 000 \times 3, 000, 000 / (3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 6, 000, 000) \\ = 1, 200, 000 \text{ 円}$$

第 17 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6, 000, 000 \times 3, 000, 000 / (3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 6, 000, 000) \\ = 1, 200, 000 \text{ 円}$$

第 17 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6, 000, 000 \times 6, 000, 000 / (3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 6, 000, 000) \\ = 2, 400, 000 \text{ 円}$$

となる。

表 1 の番号 6 の事実につき

法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 17 期第 3 四半期報告書に

係る令和3年5月10日提出の訂正報告書（以下「第17期第3四半期訂正報告書」という。）について、算出した額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分6を乗じて得た額1,836,039円が、
- ② 6,000,000円

を超えないことから、第17期第3四半期訂正報告書に係る課徴金の額は、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円となる。

表2の番号8の事実につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、被審人の令和2年7月14日提出の有価証券届出書（株券及び新株予約権証券の募集）に係る課徴金の額は、当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株券及び新株予約権証券の発行価額の総額（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）5,957,564,688円の100分の4.5に相当する額である268,090,410円

に、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、268,090,000円

となる。